

[事案 2020-145] 配当金支払請求

・令和3年4月22日 裁定終了

<事案の概要>

配当金を受け取った記憶がないことを理由に、配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年7月に契約した終身保険について、以下の理由により、保険会社が平成10年11月に支払ったとする配当金を支払ってほしい。

- (1)「配当金のお知らせハガキ」に記載されていた配当金額が少ないので、保険会社に調査依頼をしたところ、送付されてきた配当金の履歴書面に、受領した覚えのない配当金の支払記録があった。
- (2)保険会社の説明は信用できず、虚偽説明をしていると感じる。

<保険会社の主張>

平成10年11月に、積立配当金および利息の合計額を、申立人名義の銀行預金口座に振込んだ記録があることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、配当金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。